

保育料納入のお知らせ

川崎市こども未来局保育課

はじめに（※ 必ずお読みください。）

保育料は翌月2日が納期限となります。翌月2日が土・日・祝日の場合はその翌営業日となります。（令和元年9月分は10月2日が納期限）

川崎市内在住で川崎市内在認可保育所へ入所している方は、毎月月末に保育園より保育料の納入通知書等が渡されます。川崎市内在住で川崎市外の認可保育所へ入所している方はご自宅へ郵送にて保育料の納入通知書等が送付されます。封筒を受け取りましたら必ず中の書類を確認してください。

1 保育料の納付方法について

※川崎市では、原則として口座振替による納付になります。（振替手数料はかかりません。）

口座振替への手続き方法	振替日
<p>* <u>金融機関に口座振替納付依頼書（3枚複写）を提出してください。</u></p> <p>* <u>預金残高が不足していると振替できませんので、振替日の前営業日までに入金して下さい。</u></p> <p>* <u>取扱金融機関は裏面を参照してください。</u></p>	<p><u>翌月2日が振替日となります。</u> （土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日になります。）</p>

口座振替納付依頼書について

（各区役所児童家庭課、大師・田島支所児童家庭サービス担当、川崎市内在認可保育所、川崎市役所保育課にあります。）

- * 「記入例」を参考に記入し、引き落としを希望される金融機関へ提出してください。
（提出の際、3枚複写のうち1枚が控えとして返されますので必ず受け取ってください。）
- * 登録手続きはお近くの支店がかまいません。通帳の支店でなくても登録できます。
- * ごきょうだいで同じ口座を登録される場合も、口座振替納付依頼書はお子様お1人につき1部必要になります。 ごきょうだいが既に保育園に在園され口座振替登録をされていても、新しく保育園に入所されるお子様については新規で保育料口座振替依頼書を提出する必要がありますのでご注意ください。

- * 口座振替による納付は、当月分のみの引き落としとなります。
やむを得ず残高不足等により振替ができなかった場合には、後日納付書をお渡ししますので、金融機関窓口やコンビニでの納付をお願いいたします。
- * 事務の手続き上、依頼書提出から口座振替開始まで1～2か月要します。
口座振替手続きが完了するまでは納入通知書を発行いたしますので、金融機関窓口やコンビニでの納入をお願いいたします。（月末にお渡しする保育料の書類を必ずご確認ください。口座振替になりましたら、口座振替開始のお知らせをお渡しいたします。）

2 納入通知書による納付について

保育料の納付は原則として口座振替による納付となります。

口座振替による納付ができない方は、納入通知書による納付になりますので、納期限（口座振替と同じ翌月2日）までに金融機関窓口やコンビニで納付してください。

3 納付を取扱う金融機関やコンビニエンスストアについて（平成30年5月1日現在）

(1) 銀行

みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・きらぼし銀行・横浜銀行
神奈川銀行・東日本銀行・静岡中央銀行・群馬銀行

(2) 信託銀行

三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行・みずほ信託銀行

(3) 信用金庫

横浜信用金庫・川崎信用金庫・さわやか信用金庫・芝信用金庫
城南信用金庫・世田谷信用金庫

(4) その他 中央労働金庫・れが川崎農業協同組合

(5) ゆうちょ銀行

(6) コンビニエンスストア

エブリワン・コミュニティストア・サークルK・サンクス・スリーエフ
セブンイレブン・デイリーヤマザキ・ファミリーマート・ポプラグループ
ミニストップ・ヤマザキデイリーストアー・ローソン

【ゆうちょ銀行でのお支払いについて】

口座振替は全国のゆうちょ銀行で可能ですが、納入通知書や納付書による窓口での納付の場合は 神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び東京都に所在するゆうちょ銀行のみとなりますのでご注意ください。

【保育料の納付に関する問合せ先】

川崎市役所 こども未来局子育て推進部保育課

保育料・利用調整係 ☎044-200-3727